

中頓別町新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業補助金 募集要領

1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止を図るために必要な備品を設置する町内の商工業者に対して経費の一部を補助することを目的とする。

2 補助対象者

以下のすべての項目に該当する商工業者とする。

- (1) 町内に本社を有する事業者で、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者又は町長が特に認める者。
- (2) 特定・不特定にかかわらず来客がある又は従業員の雇用があること。
- (3) 中頓別町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に定める暴力団及び暴力団員でないこと。
- (4) 町税その他の町債務を完納していること。

3 補助対象経費

補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、店舗又は事業所等における環境の保全又は改善に係る備品購入に要する経費とする。なお、備品の購入先は、原則として町内業者の利用に限る（ただし、町内で入手できないものは除く）。

※**個人事業主等で店舗及び事業所と居住スペースとの区別が明確でない場合は、補助対象となりません。**

補助対象経費 対象例	非接触型検温器、サーモカメラ、空気清浄機、CO2 センサー サーキュレーター、除菌剤の噴射装置、オゾン発生装置 パーテーション 等 <u>※1台5千円以上のものに限る。</u> <u>※備品購入に伴う送料・手数料も対象とする。</u>
------------	---

※以下の経費は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

- (1) マスク、フェイスシールド、消毒用アルコール、除菌シート、除菌スプレー、手袋、エアコンフィルター等の消耗品
- (2) 備品設置に係る設置費用
- (3) 当該補助金の交付決定以前に着手（契約・発注）した経費

4 補助金支給額

- (1) 補助率：3分の2
- (2) 補助限度額：5万円 ※千円未満切り捨て
- (3) 補助回数：1店舗につき1回

5 事業実施期間

令和3年5月17日(月)から令和4年2月28日(月)まで

令和3年5月17日(月)から申請書を受付けます。交付決定後、令和4年2月28日(月)までに事業完了(設置・購入)し実績報告を提出することとします。

※当該補助金の交付決定以前に着手した事業については、補助金の対象となりません。
事業の着手は交付決定後に行ってください。

6 提出書類

- (1) 交付申請時
 - ①補助金交付申請書(様式第1号)
 - ②見積書等備品の内容及び支出見込みを確認できる書類の写し(品名、金額等内訳がわかるもの)
- (2) 実績報告時
 - ①事業実績報告書(様式第3号)
 - ②備品の設置を確認できる写真
 - ③経費の支払いを称する書類の写し(支払日、品名、金額等内訳がわかるもの)

7 提出先及び提出方法

提出先：中頓別町字中頓別172番地6

中頓別町産業課観光まちづくり推進室

提出方法：持参又は郵送(特定記録など配送記録が残る方法)

8 留意事項(必ずお読みください)

- (1) 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- (2) 補助金は、補助事業完了後に提出される実績報告書の内容を審査し、補助金額確定後に交付します。実績報告書は、事業完了後速やかに提出してください。
- (3) 補助金の交付決定または補助金額の確定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消すとともに、交付済みの補助金は期限を定めて返金を指示します。

9 問合わせ先

中頓別町役場 産業課観光まちづくり推進室

TEL：6-1111